

平成26年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第21号

平成26年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成26年改正給与条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則（平成27年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 平成28年4月1日から同年12月26日までにおいて、第3条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成26年改正給与条例附則第9項又は第10項の規定による給料については、第3条又は第4条の規定にかかわらず、第3条第1項第2号中「対応する給料月額に」とあるのは「対応する給料月額（同日が平成28年12月27日前であるときは、公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第49号）第1条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の規定による給料月額。以下この号において同じ。）にと、「と当該降格又は」とあるのは「と当該降格後に受けることとなる号給（当該降格をした日が同月27日前であるときは、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成28年香川県教育委員会規則第18号）の規定による改正前の公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給）又は当該」と読み替えて公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定を適用した場合の平成26年改正給与条例附則第9項又は第10項の規定による給料の額に相当する額を、これらの規定による給料として支給する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>

附 則

この規則は、平成28年12月27日から施行し、改正後の附則第2項の規定は、同年4月1日から適用する。